ACSES ニュースレター_２１０３号（2021 年 5 月 19 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇小林化工、アルコール不適切管理　立ち入り調査も〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(エアコン)〈消費者庁〉
・日本軽金属が検査不正　25 年間、JIS 取り消し〈Web 報道〉
・「救急搬送困難事案」5 週ぶり減　1804 件、前年上回る〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・建設アスベスト訴訟に係る「基本合意書」締結について〈厚生労働省〉
・食器9 万点自主回収　熱で破損の恐れ　イケア〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[東日本大震災]
・「東日本大震災の被災地における食品安全への取組紹介動画」を掲載しました〈消費者庁〉
[原子力施設全般]
・東電 福島第二原発でもテロ対策不備 原子力規制委の調査で判明〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 石綿障害予防
◇石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 96 号）〈官報〉
◇石綿障害予防規則第四十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製品及び厚生労働大臣が定める者（厚生労働省告示第 201 号）〈官報〉
[4] 容器保安規則
◇容器保安規則の一部を改正する省令（経済産業省令第 48 号）〈官報〉
[5] 医薬品
◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 197、198 号）〈官報〉
◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 199 号）〈官報〉
◇厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 200 号）〈官報〉
[6] 食品安全衛生関係
◇「玄米及び精米に係る食品表示制度改正等に関する説明会資料・配信動画」を掲載しました。〈消費者庁〉
◇特定保健用食品の表示許可に係る消費者委員会への諮問について〈消費者庁〉
[7] 廃棄物関係

九輪草（クリンソウ）

◇流出するマイクロプラスチック 稲作で使う〇〇が海や川に<放送報道>
[8] 温暖化対策関係
◇排出ゼロ目指すなら化石燃料事業もゼロに IEA、特別報告書で提言<Web 報道>
◇2030 年「62%削減」を　強い温暖化対策求める若者<新聞報道>
◇水素関連プロジェクトの研究開発・社会実装計画を策定しました <経済産業省>
[9] 調査、公募、意見募集等
　[公募、意見募集等]　　２件
[10] その他省庁発表　　４件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
　[開催案内]　　４件　　[開催記録、報告、資料等]　　１件
[12] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件　　◇その他：１件
[付録]
◇「学校トイレに無料の生理用品」活動　「悩み」可視化される実感<新聞報道>

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇小林化工、アルコール不適切管理　立ち入り調査も
＜共同通信　2021 年 5 月 18 日＞　https://this.kiji.is/767234008869027840?c=39546741839462401
　医薬品の違法製造で福井県から業務停止命令を受けている製薬会社「小林化工」（あわら市）で、製造工程に使うアルコール（エタノール）の正確な使用量を国に報告しないといった不適切な管理があったことが 18 日、同社や関係者への取材で分かった。アルコール事業法に違反する疑いがあり、所管する経済産業省は同社から報告を受け次第、事実関係を調べる。
　同社は不適切な管理を認め「監督省庁に相談、報告する」としている。経産省の担当者は「虚偽報告など悪質性によっては業務改善命令や罰金が科される」と話し、同社への立ち入り調査の可能性も示唆した。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(エアコン)
＜消費者庁　2021 年 5 月 18 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024233/
　　https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210518_01.pdf
特記事項：三菱重工業株式会社(現 三菱重工サーマルシステムズ株式会社)が輸入したエアコンについて(無償点検・改修)
１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：２件
　（うちエアコン１件、自転車１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：４件
　（うちマルチタップ１件、衣類（下着、女性用）１件、靴１件、電気ストーブ（カーボンヒーター）１件）

・日本軽金属が検査不正　25 年間、JIS 取り消し
＜共同通信　2021 年 5 月 17 日＞　https://this.kiji.is/766970650100105216?c=39546741839462401
　アルミメーカー国内２位の日本軽金属ホールディングス（HD）は 17 日、傘下の日本軽金属の名古屋工場（愛知

県稲沢市）で約 25 年間にわたる検査不正が発覚し、同工場の日本産業規格（JIS）認証を取り消されたと発表した。2020 年の JIS の更新審査では不正を隠蔽していた。名古屋工場のアルミ板製品は主に半導体製造装置や建材に使われている。

JIS は、工業製品の品質や安全性の基準を示す日本規格。大手メーカーによる法令違反は製品への信頼性を揺るがしそうだ。

日本軽金属 HD の岡本一郎社長はオンラインで記者会見し「深くおわびする。大変重く受け止めている」と謝罪した。

・「救急搬送困難事案」5 週ぶり減　1804 件、前年上回る

＜共同通信　2021 年 5 月 18 日＞　https://this.kiji.is/767320199756775424?c=39546741839462401

総務省消防庁は 18 日、患者の搬送先がすぐに決まらない「救急搬送困難事案」が 10～16 日の 1 週間に、県庁所在地など 52 の消防で 1804 件あったとの集計を公表した。前週（3～9 日）より 260 件少なく、5 週ぶりに減少した。ただ、前年同期と比べると 39%増で、新型コロナウイルス変異株の感染拡大に伴う病床逼迫の影響が続いているようだ。

困難事案のうち、37 度以上の発熱や呼吸困難などの症状があり、新型コロナ感染が疑われたのは 641 件。前週から 118 件減った。

地域別は、東京消防庁が前週から 8%減の 748 件で最も多く、大阪市消防局が 18%減の 249 件で続いた。

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・建設アスベスト訴訟に係る「基本合意書」締結について

＜厚生労働省　2021 年 5 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18711.html

本日、建設アスベスト訴訟に関して、国と建設アスベスト訴訟原告団・弁護団との間で「基本合意書」を締結いたしましたのでお知らせします。

１．基本合意書の締結日　　令和３年５月１８日

２．基本合意書の内容について　　別添参照

・基本合意書

https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000781205.pdf

・基本合意書調印式における厚生労働大臣談話

https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/000781206.pdf

・食器9 万点自主回収　熱で破損の恐れ　イケア

＜時事ドットコム　2021 年 5 月 18 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/9676107bebf3015f5edf04781feca96f68a64771

イケア・ジャパンは 18 日、トウモロコシなどが原料のプラスチックを使った食器 8 品目、計約 9 万 5000 点を自主回収すると発表した。熱い料理や電子レンジなどで熱が加わると素材が劣化し、破損する恐れがあるため。

回収するのは 2019 年 6 月～21 年 5 月まで販売していた「ヘロイスク」と「タルリカ」の 2 シリーズの皿やマグカップなど。使用中に破損し、中に入っていた料理でやけどをしたとの報告が海外で数件寄せられたという。

店舗に持ち込むか、公式サイトから無料配送を申し込んで送ると商品の代金が全額返金される。問い合わせはカスタマーサポートセンター（0120）151870。

□*大災害、原発事故対策*

[東日本大震災]

・「東日本大震災の被災地における食品安全への取組紹介動画」を掲載しました

＜消費者庁　2021年5月18日＞

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/gekkan/2021/#movie_002

東日本大震災から10年が経過しましたが、復興はまだ道半ばです。被災3県の生産者等の食品安全に関する取組事例を紹介する動画を作成しましたので是非ご覧ください。

[原子力施設全般]

・東電 福島第二原発でもテロ対策不備 原子力規制委の調査で判明

＜NHK　2021 年 5 月 19 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210519/k10013038331000.html

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和 3 年 5 月 18 日版）

＜厚生労働省　2021 年 5 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=T7cmdkmCKm0oZSjdY

◇マスコミ報道　見出し

・【新型コロナ】横浜で１３５人が感染　クラスターの大学運動部で新たに１人

＜神奈川新聞　2021 年 5 月 16 日＞　https://www.kanaloco.jp/news/social/article-504429.html

・＜新型コロナ＞神奈川県は 296 人の新規感染　東海大柔道部など大学運動部で感染拡大、相模原市の特養でクラスター

＜東京新聞　2021 年 5 月 16 日＞　https://www.tokyo-np.co.jp/article/104595

・新型コロナ　茨城県内新たに 62 人感染　茨城大でクラスターか

＜茨城新聞　2021 年 5 月 16 日＞

https://ibarakinews.jp/news/newsdetail.php?f_jun=16210800024628

・職場でクラスター多発「宣言慣れ」の声も

＜毎日新聞　2021 年 5 月 18 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210518/k00/00m/040/355000c

---

[対策・予防]

◇省庁発表

・水際対策に係る新たな措置について、「水際対策強化に係る新たな措置（１３）」を追加しました

＜厚生労働省　2021 年 5 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0vairV-1pHUmdEhY

・誓約書の提出について掲載しました。

＜厚生労働省　2021 年 5 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=t0_ejrF60pXQndQlY

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 5 月 19 日＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html

・「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」を更新しました

＜厚生労働省　2021 年 5 月 17 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=l2__AUPqFLJQ_CoFY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・ワクチン接種後感染は０．０３％　１２日目前後から減少傾向

＜NHK　2021 年 5 月 18 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210518/1000064549.html

新型コロナウイルスのワクチンの接種を受けた医療従事者のうち、接種後に感染が報告されたのはおよそ０．０３％で、接種の１２日目前後から減少する傾向が見られたことが国立感染症研究所の分析で分かりました。

国立感染症研究所は、先月中旬までのおよそ２か月間にファイザーのワクチンの接種を受けた全国の医療従事者１１０万人余りについて、接種後の感染状況を分析しました。

その結果、医療機関を通じて感染が報告されたのは、およそ０．０３％にあたる２８１人だったということです。

感染が報告された時期は、１回目の接種から１３日目までが６４％、１４日目から２０日目までが１５％、２１

日から２７日までが１２％で、鈴木基感染症疫学センター長は「１回目の接種から１２日目前後を境に報告の割合が減少する傾向が見られた」としています。
また、２回目の接種を受けたあとに感染が報告された人は、接種後に感染が報告された人全体の１７％にとどまりましたが、調査の期間が短いため、今後のデータを検証する必要があるということです。

・ファイザー製、保存容易に　2～8 度で 1 カ月と EU 当局
＜共同通信　2021 年 5 月 18 日＞　https://this.kiji.is/767196511690604544?c=39546741839462401

・規模接種予約システム改修へ　架空情報入力取材に抗議
＜共同通信　2021 年 5 月 18 日＞　https://this.kiji.is/767181287781056512?c=39546741839462401
・ワクチン大規模接種 システムの一部改修急ぐ 防衛省
＜NHK　2021 年 5 月 19 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210519/k10013038431000.html

・イタリアの接種者、感染 8 割減　コロナワクチンで調査
＜共同通信　2021 年 5 月 18 日＞　https://this.kiji.is/767129195797512192?c=39546741839462401
・中国製でさえある程度有効なのに、ワクチン確保に全力を挙げなかった日本
＜AIAMOND online　2021 年 5 月 19 日＞　https://diamond.jp/articles/-/271502

・高性能抗原検査キット開発　富山大、短時間で感染判明
＜共同通信　2021 年 5 月 17 日＞　https://this.kiji.is/766960459187355648?c=39546741839462401

・ワクチン予約代行の禁止法令なし　官房長官、注意呼び掛け
＜共同通信　2021 年 5 月 18 日＞　https://this.kiji.is/766950516357742592?c=39546741839462401

◇大学等関係

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【北海道～東京】(5/17 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 5 月 17 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43243.html

・各大学の「新型コロナウイルス感染症」の対応について【神奈川～九州・沖縄】(4/28 更新)
＜大学プレスセンター　2021 年 4 月 28 日＞　https://www.u-presscenter.jp/article/post-43302.html

・「交流少ない」「モチベーション難しい」北大学生調査
＜朝日新聞　2021 年 5 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5K6RDNP4ZIIPE00K.html
　北海道大学は新型コロナウイルスの影響で行っているオンライン授業に関して、学生へのアンケートの結果をまとめた。感染の不安が軽減されると評価する一方で、相談や質問がしにくかったり、学生同士の交流が少ないと感じたりする学生が、学年が低いほど多いことが明らかになった。
　調査は昨年 12 月 24 日～今年 2 月 7 日、北大の全学部の学生約 1 万 1 千人を対象にウェブを通じて実施した。2923 人から回答があり、回答率は 25・9%だった。回答は「とてもそう思う」を 5、「ややそう思う」を 4 とし、「全くそう思わない」の 1 までの 5 段階で答えてもらい、平均の数値を出した。
　授業の課題（宿題）に取り組む際の苦労では、「フィードバックがない」が 3・81 で、学年別では 1 年生が 4・25 だった。「相談・質問しにくい」は 3・70 で、同じく 1 年生は 4・04 と高かった。
　オンライン授業の良い点を聞いたところ、「感染への不安が軽減される」が 4・22、「自分のペースで繰り返し学習できる」が 3・77、「身なりにあまり気を使う必要がない」が 4・16 などだった。
　悪い点としては「受講生同士の交流が少ない」が 4・48、「モチベーションを保つのが難しい」が 3・96、「授業に参加しているという感覚を持ちにくい」が 3・76 などだった。中でも 1 年生は「交流が少ない」が 4・65、「モチベーションが難しい」が 4・17 で、入学直後からオンライン授業となり苦労している様子がうかがえた。

北大のオンライン授業では同時配信と、後からでも見られる「オンデマンド型」を採用している。今回の緊急事態宣言を受け、教育上対面が不可欠な一部を除いて原則オンライン授業とすることを決め、14 日に学内に通知した。宝金清博総長は「学部などによって差異があると思うが、今後も学生の精神面へのケアも考えながら対応していきたい」と話している。

◇マスコミ報道　見出し

・大阪市保健所　コロナ対応職員の 3 分の 1 が残業「過労死ライン」
＜毎日新聞　2021 年 5 月 19 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210518/k00/00m/040/314000c
・「公費治療で感染者来日」後たため拡散　新感染症、外国人に偏見
＜毎日新聞　2021 年 5 月 19 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210518/k00/00m/040/054000c
・ワクチンで「黒幕が人類管理」「人口削減が狙い」…はびこる陰謀論、収束の妨げにも
＜読売新聞　2021 年 5 月 16 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20210515-OYT1T50339/
・米テキサス州、マスク義務化禁止　政府機関対象、違反なら罰金―新型コロナ
＜時事ドットコム　2021 年 5 月 19 日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2021051900247&g=int&utm_source=top&utm_medium=topics&utm_campaign=edit

****

[3] ***石綿障害予防***

◇石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 96 号）

［官報］　令和 3 年 5 月 18 日　号外　第 108 号　1～4 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20210518/20210518g00108/20210518g001080001f.html

○厚生労働省令第 96 号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百条第一項、第百十三条及び第百十五条の二並びに民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 3 年 5 月 18 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

石綿障害予防規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令

（石綿障害予防規則の一部改正）

第一条　石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
目次 第一章～第八章の二（略） 第九章報告（第四十九条・第五十条） 附則 **第八章**　製造等 （石綿を含有するおそれのある製品の輸入時の措置） **第四十六条の二**　石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するおそれのある製品であって厚生労働大臣が定めるものを輸入しようとする者（当該製品を販	目次 第一章～第八章の二（略） 第九章報告（第四十九条） 附則 **第八章**　製造等 （新設）

売の用に供し、又は営業上使用しようとする場合に限る。）は、当該製品の輸入の際に、厚生労働大臣が定める者が作成した次に掲げる事項を記載した書面を取得し、当該製品中に石綿がその重量の〇・一パーセントを超えて含有しないことを当該書面により確認しなければならない。 一　書面の発行年月日及び書面番号その他の当該書面を特定することができる情報 二　製品の名称及び型式 三　分析に係る試料を採取した製品のロット（一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された製品の一群をいう。以下この号及び次項において同じ。）を特定するための情報（ロットを構成しない製品であって、製造年月日及び製造番号がある場合はその製造年月日及び製造番号） 四　分析の日時 五　分析の方法 六　分析を実施した者の氏名又は名称 七　石綿の検出の有無及び検出された場合にあってはその含有率 ２　前項の書面は、当該書面が輸入しようとする製品のロット（ロットを構成しない製品については、輸入しようとする製品）に対応するものであることを明らかにする書面及び同項第六号の分析を実施した者が同項に規定する厚生労働大臣が定める者に該当することを証する書面の写しが添付されたものでなければならない。 ３　第一項の輸入しようとする者は、同項の書面（前項の規定により添付すべきこととされている書面及び書面の写しを含む。）を、当該製品を輸入した日から起算して三年間保存しなければならない。	
第四十六条の三　（略） （石綿関係記録等の報告）	**第四十六条の二**　（略） （新設）
第四十九条　（略） （石綿を含有する製品に係る報告）	**第四十九条**　（略）
第五十条　製品を製造し、又は輸入した事業者（当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用する場合に限る。）は、当該製品（令第十六条第一項第四号及び第九号に掲げるものに限り、法第五十五条ただし書の要件に該当するものを除く。）が石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有していることを知った場合には、遅滞なく、次に掲げる事項（当該製品について譲渡又は提供をしていない場合にあっては、第四号に掲げる事項を除く。）について、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。	（新設）

一　製品の名称及び型式 二　製造した者の氏名又は名称 三　製造し、又は輸入した製品の数量 四　譲渡し、又は提供した製品の数量及び譲渡先又は提供先 五　製品の使用に伴う健康障害の発生及び拡大を防止するために行う措置	

様式第三号の二中「第 46 条の２関係」を「第 46 条の３関係」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第二条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

（略）	
石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	第四十一条の規定による石綿健康診断個人票の保存
	第四十六条の二第三項の規定による書面の保存
（略）	

表二～表四　（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	
石綿障害予防規則	石綿障害予防規則第四十一条の規定による石綿健康診断個人票の作成
	第四十六条の二第一項の規定による書面の作成
（略）	

改　正　前

別表第一（第三条及び第四条関係）

表一

（略）	
石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）	第四十一条の規定による石綿健康診断個人票の保存
	（新設）
（略）	

表二～表四　（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	
石綿障害予防規則	石綿障害予防規則第四十一条の規定による石綿健康診断個人票の作成
	（新設）
（略）	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第一条中石綿障害予防規則目次の改正規定、同令第四十九条及び第五十条の改正規定並びに次条の規定は、令和三年八月一日から施行する。

（石綿を含有する製品に係る報告に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の石綿障害予防規則（以下この条において「新石綿則」という。）第五十条に規定する事業者は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前に、製造し、又は輸入した製品（労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十六条第一項第四号及び第九号に掲げるものに限り、労働安全衛生法第五十五条ただし書の要件に該当するものを除く。）が石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有していることを知っている場合には、新石綿則第五十条の規定にかかわらず、その旨が公知の事実であるときを除き、遅滞なく、同条各号に掲げる事項（当該製品について譲渡又は提供をしていない場合にあっては、同条第四号に掲げる事項を除く。）について、所轄労働基準監督署長に報告するよう努めなければならない。

２　新石綿則第五十条及び前項の規定は、次の各号に掲げる規定により労働安全衛生法第五十五条の規定が適用

されない物については、適用しない。

一　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第二百五十七号）附則第二条

二　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成十九年政令第二百八十一号）附則第二条

三　労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百四十九号）附則第五条

四　労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百九十五号）附則第二条

五　労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第四号）附則第五条

六　労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第十三号）附則第二条第一項

（様式に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

◇石綿障害予防規則第四十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製品及び厚生労働大臣が定める者（厚生労働省告示第 201 号）

［官報］　令和３年５月 18 日　号外　第 108 号　12 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210518/20210518g00108/20210518g001080012f.html

○厚生労働省告示第 201 号

石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第四十六条の二第一項の規定に基づき、石綿障害予防規則第四十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製品及び厚生労働大臣が定める者を次のように定める。

令和３年５月 18 日　　厚生労働大臣　　田村　憲久

石綿障害予防規則第四十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める製品及び厚生労働大臣が定める者

（石綿をその重量の０・１パーセントを超えて含有するおそれのある製品として厚生労働大臣が定めるもの）

第一条　石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。次条において「石綿則」という。）第四十六条の二第一項の規定に基づき石綿をその重量の０・１パーセントを超えて含有するおそれのある製品であって厚生労働大臣が定めるものは、珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、なべ敷き、盆その他これらに類似する板状の製品とする。

（石綿をその重量の０・１パーセントを超えて含有しないことを明らかにする書面を作成する者として厚生労働大臣が定める者）

第二条　石綿則第四十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和二年厚生労働省告示第二百七十七号）第一条第一号に該当する者

二　前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

三　国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準に適合している旨の認定（試験方法の区分が製品中の石綿に係る試験に係るものに限る。）を受けている者

附　則

この告示は、令和三年十二月一日から施行する。

****

[4] ***容器保安規則***

◇容器保安規則の一部を改正する省令（経済産業省令第 48 号）

［官報］　令和３年５月 18 日　本紙　第 493 号　2～4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210518/20210518h00493/20210518h004930002f.html

〇経済産業省令第 48 号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十五条第二項及び第四十九条第四項の規定に基づき、容器保安規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和３年５月 18 日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

容器保安規則の一部を改正する省令

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
（刻印等の方式） **第八条**　［略］ ２　［略］ ３　法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従つて行わなければならない。 一　前項第一号及び第二号に掲げる容器（超低温容器を除く。）薄板に第一項各号に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを、取れないように容器の肩部その他の見やすい箇所に溶接（熱処理をする以前にするものに限る。）をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式 一の二　前項第一号に掲げる超低温容器前号に掲げる方式とする。ただし、当該方式が困難な容器にあつては、第一項各号に掲げる事項をアルミニウム箔にその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻又は印字したもの（ただし、第一項第一号に掲げる事項は打刻に限る。）を、取れないように容器の肩部その他の見やすい箇所に貼付することをもつてこれに代えることができる。 二　［略］ イ～ト　［略］ 三　前項第四号に掲げる容器票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器その他の当該方式が困難な容器にあつては、次に掲げる事項をアルミニウム箔にその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻又は印字したもの（ただし、第一項第一号に掲げる事項は打刻に限る。）を、容器胴部の外面に取れないように貼付することをもつてこれに	（刻印等の方式） **第八条**　［略］ ２　［略］ ３　法第四十五条第二項の規定により、標章を掲示しようとする者は、次の各号に掲げる容器の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める方式に従つて行わなければならない。 一　前項第一号及び第二号に掲げる容器薄板に第一項各号に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように打刻したものを、取れないように容器の肩部その他の見やすい箇所に溶接（熱処理をする以前にするものに限る。）をし、はんだ付けをし、又はろう付けをする方式 ［新設］ 二　［略］ イ～ト　［略］ 三　前項第四号に掲げる容器票紙に次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないように表示したものを、フープラップ層の見やすい箇所に巻き込む方式とする。ただし、イ、ハ及びホに掲げる事項（最外層に炭素繊維又はアラミド繊維を用いる容器にあつては、すべての事項）をアルミニウム箔に刻印したものを容器胴部の外面に取れないように貼付することをもつてこれに代えることができる。

代えることができる。	
イ～ヌ ［略］	イ～ヌ ［略］
三の二　前項第四号の二に掲げる容器次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないようにアルミニウム箔に打刻又は印字したもの（ただし、第一項第一号に掲げる事項は打刻に限る。）を、ケーシングの外面の見やすい箇所に取れないように貼付する方式とする。	三の二　前項第四号の二に掲げる容器次に掲げる事項をその順序で明瞭に、かつ、消えないようにアルミニウム箔に刻印したものを、ケーシングの外面の見やすい箇所に取れないように貼付する方式とする。
四～七 ［略］	四～七 ［略］
４ ［略］	４ ［略］
第九条～第三十六条 ［略］	**第九条～第三十六条** ［略］
第三十七条 ［略］	**第三十七条** ［略］
１ ［略］	１ ［略］
一・二 ［略］	一・二 ［略］
三　前回の容器再検査（容器再検査を受けたことのない容器にあつては、容器検査。以下この号及び次項第四号において同じ。）のときの質量に変化がある場合にあつては、容器再検査のときの質量を前回の容器再検査のときの質量の刻印の下又は右に刻印し、前回の容器再検査のときの質量の刻印を二本の平行線の刻印で消すものとする。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるもの、低温容器及び自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。	三　前回の容器再検査（容器再検査を受けたことのない容器にあつては、容器検査。以下この号及び次項第二号において同じ。）のときの質量に変化がある場合にあつては、容器再検査のときの質量を前回の容器再検査のときの質量の刻印の下又は右に刻印し、前回の容器再検査のときの質量の刻印を二本の平行線の刻印で消すものとする。ただし、アセチレンの容器であつて多孔質物を詰めてあるもの、低温容器及び自動車に装置された状態で液化石油ガスを充填する液化石油ガス自動車燃料装置用容器にあつては、この限りでない。
２　法第四十九条第四項の規定により、標章を掲示しようとする者は、超低温容器、半導体製造用継目なし容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては次の第一号及び第四号に、超低温容器にあつては第一号の二に、半導体製造用継目なし容器にあつては第一号から第四号までに、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第五号に、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては第六号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。	２　法第四十九条第四項の規定により、標章を掲示しようとする者は、半導体製造用継目なし容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外の容器にあつては次の第一号及び第四号に、半導体製造用継目なし容器にあつては第一号から第四号までに、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び液化天然ガス自動車燃料装置用容器にあつては第五号に、金属ライナー製一般複合容器（フルラップに限る。）、プラスチックライナー製一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器にあつては第六号にそれぞれ掲げる方式に従つて行わなければならない。
一 ［略］	一 ［略］

一の二　前号に掲げる方式とする。ただし、当該方式が困難な容器にあつては、検査実施者の名称の符号及び容器再検査の年月（内容積四千リットル以上の容器及び高圧ガス運送自動車用容器にあつては年月日）を明瞭に、かつ、消えないようにアルミニウム箔に打刻又は印字したもの（ただし、検査実施者の名称の符号は打刻に限る。）を、取れないように、容器検査に合格した際に当該容器に貼付された第八条第三項又は第六十二条の標章にされた同項の規定による打刻又は印字の下又は右に貼付することをもってこれに代えることができる	［新設］
二～六　［略］	二～六　［略］
3	3
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

****

[5] ***医薬品等***

◇使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（厚生労働省告示第 197、198 号）

［官報］　令和 3 年 5 月 18 日　号外　第 108 号　4～6 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210518/20210518g00108/20210518g001080004f.html

---

◇療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 199 号）

［官報］　令和 3 年 5 月 18 日　号外　第 108 号　7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210518/20210518g00108/20210518g001080007f.html

---

◇厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 200 号）

［官報］　令和 3 年 5 月 18 日　号外　第 108 号　7～12 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210518/20210518g00108/20210518g001080007f.html

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇「玄米及び精米に係る食品表示制度改正等に関する説明会資料・配信動画」を掲載しました。　3月25日

＜消費者庁　2021年5月18日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024236/

今般、規制改革実施計画(令和 2 年 7 月 17 日閣議決定)において、「農産物検査規格の見直し」が対象とされ、農産物検査を要件とする食品表示制度の見直しを行うこととされたことを踏まえ、玄米及び精米に関する表示に係る食品表示基準の一部改正が行われることになりました。

また、平成 29 年 9 月 1 日から施行されている新たな加工食品の原料原産地表示制度につきましては、経過措置期間が令和 4 年 3 月 31 日までとなっており、完全施行まで残り僅かとなっております。

つきましては、玄米及び精米に係る食品表示制度改正及び新たな原料原産地表示制度に関する説明会を次のとおり開催しますので、参加を希望される皆様におかれましては、一般社団法人日本農林規格協会のウェブサイトを御確認ください。

◇特定保健用食品の表示許可に係る消費者委員会への諮問について

＜消費者庁　2021 年 5 月 18 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/024202/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_210518_01.pdf

該当食品：難消化性デキストリン　　茶系飲料　　日本コカ・コーラ株式会社

****

[7] ***廃棄物関係***

◇流出するマイクロプラスチック 稲作で使う〇〇が海や川に

＜NHK　2021 年 5 月 18 日＞

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210518/k10013037271000.html?utm_int=all_side_ranking-social_005

「マイクロプラスチック」と聞くと、どんなイメージを思い浮かべますか？海岸に打ち上げられたペットボトルやレジ袋などが思い浮かぶ人も多いかもしれませんが今回、注目するのは「稲作」から出るマイクロプラスチックです。思わぬものが関わりがあることがわかってきました。

海岸で見つかった“意外なもの”とは

「マイクロプラスチックの問題で、ぜひ見てほしいものがある」

海などの環境問題に詳しい四日市大学の千葉賢教授から電話で話を聞き、私が向かったのは市内中心部から車で 30 分の吉崎海岸。四日市市内では唯一砂浜が残る海岸だ。

千葉さんは学生と一緒に 2 年前から 2 か月に 1 度、海岸の漂着物に含まれるマイクロプラスチックの定点調査をしている。

ことし 2 月の調査で最も多かったというプラスチックの小さな粒を見せてくれた。

大きさは 2 ミリから 4 ミリくらい。まるでカエルの卵のようだが、透明のものや明るい色のものなどさまざまだ。

いったい何だろう？

「これ、『稲作で使われる肥料の空き殻』なんですよ」

言葉が出なかった。これまで秋田や宮城、山形といったコメどころで稲作を取材する機会は多かったが、肥料にプラスチックが使われていることは知らなかった。そして、それが川や海に流出していることも。

プラスチックの殻は農作業の期間にあたる春から秋に多く見つかるということだった。

千葉教授

「環境への影響を考えて、農家には肥料の殻が水田の外に出ないようしっかり管理して使ってほしい」

プラスチックの殻は、環境調査を行う一般社団法人「ピリカ」が昨年度、全国 120 か所で行ったマイクロプラスチックの調査でも、人工芝に次いで 2 番目に多い量が見つかっていた。

始まりは 70 年代

肥料メーカーなどで作る「日本肥料アンモニア協会」によると、肥料にプラスチックが使われるようになったのは 1970 年代からだという。

日本肥料アンモニア協会

「日本の稲作ではイネの成長を促すため田植えや夏場に複数回肥料を与える。ただ、農家は肥料が入った重いタンクと機械を背負って田んぼの中を歩き回る必要があり、高齢化や農地の大規模化にともなって大きな負担になっていた。また、必要以上に肥料を与えることは水環境への負荷になり課題だった」

そこで考え出されたのがプラスチックで肥料の表面を覆うこと。薄いプラスチックで肥料を覆い、一定の水分が浸透すると殻が破れて中身が溶け出す仕組みだ。

殻は長時間、紫外線にあたると分解するとされている。

ほかの肥料といっしょに使うと一回まくだけで時間差で異なる効果があり、農家の手間の軽減や水環境への負荷も減らせることから発売後広く普及。「被覆肥料」や「一発肥料」などと呼ばれ、いまでは日本の水田のおよそ 6 割で利用されているという。

農家も知らない課題

ただ、肥料にプラスチックが使われていることは、コメ農家の間でもあまり知られていない。

米どころで知られる宮城県の専業農家、松浦正博さん（34）はコメの栽培を始めてことしで 10 年。仲間とともにおよそ 35 ヘクタールの広い農地でコメを栽培している。

松浦さんは、作業の負担が少なく、安定的な生産ができることなどから「被覆肥料」を使ってきた。
ただ、その素材がプラスチックでできていて、一部が分解されないまま川などに流出していることは最近まで知らなかったという。
松浦さん
「肥料の殻は水などで分解されると思っていたので、プラスチックが残ると聞いて非常に驚いた。排水口に網をかけることを考えたがごみが詰まってしまう。とても難しい問題だ」
自治体や肥料メーカーは流出させないようチラシを配ったり、肥料の袋に注意書きを書いたりしているが、十分周知が行き渡っているとは言いがたいのが現状だ。
プラスチックの殻が水田の外に流出していることを国が確認したのもごく最近のこと。
国は今後、対策を検討することにしている。

解決策　高校生が提案

一方、民間でも解決策の模索が始まっている。主役は次の世代の農業を担う若者たちだ。
宮城県農業高校は海岸の清掃活動で肥料用のプラスチックの殻が多く確認されたことをきっかけに、生徒たちが中心になってこの問題の解決策を考え始めた。
いまでは肥料メーカーと協力してプラスチックを使わない肥料を研究している。
使うのは「ウレアホルム」という園芸用などで使われる肥料。少しずつ水に溶け出し、ゆっくり効果が現れるのが特長という。
去年、これを使って試験栽培をしたところ、プラスチックの殻と同じように時間差の効果が確認できた。
高校ではことし、プラスチックを全く使わない肥料の稲作を実験している。コスト面などの課題を含め実用化に向けた研究を続けていきたいと考えている。
山根教諭
「肥料で使われているプラスチックの殻は小さすぎて拾えないため、流れ出した時点でマイクロプラスチックになってしまうことが一番の問題だ。高校生の活動を通じて多くの人にこの問題を知ってほしい」
このほか、石川県の農業法人などがプラスチックの殻を使う代わりに、肥料をペースト状に加工して深さを変えて土の中に注入し、イネの成長にあわせて効き目が出るようにする栽培を始めている。
プラスチックを利用した肥料が日本の稲作、さらには、それでできたコメが私たちの食卓を支えてきたことは間違いない。
ただこれからの時代もそのままでいいのか。
日本の農業を持続可能なものにするためにも、早急に対策を考えていかなければいけない課題だと感じた。

****

[8] ***温暖化対策関係***

◇排出ゼロ目指すなら化石燃料事業もゼロに IEA、特別報告書で提言

＜AFP＝時事　2021 年 5 月 18 日＞　https://www.afpbb.com/articles/-/3347313

国際エネルギー機関（IEA）は 18 日に発表した特別報告書で、2050 年までに世界の温室効果ガス排出量を実質ゼロにし、産業革命からの気温上昇を 1.5 度以内に抑えることを目指すなら、化石燃料事業への新規投資をすべて停止する必要があると提言した。

報告書は、英スコットランド・グラスゴーで 11 月に開かれる国連（UN）気候変動枠組み条約第 26 回締約国会議（COP26）を視野に公表された。この中で IEA は、今後 30 年間で「化石燃料の需要は急減する」とし、2040 年までに全世界のエネルギー部門で温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」を実現する必要があると訴えた。

報告書では、2050 年までのカーボンニュートラル実現に向けた行程表が示され、400 以上の段階が設定された。21 年時点ですでに決まっている事業以外の「新たな油田やガス田の開発は一切承認しない」ことや、35 年までにガソリンエンジン車の新車販売をやめることなどが挙げられている。

IEA のファティ・ビロル（Fatih Birol）事務局長は、気候変動に立ち向かい地球温暖化を 1.5 度以内に抑えるには、2050 年までのカーボンニュートラル実現が肝要との見方を示し、「この重大かつ困難な目標達成に求められる努力の規模やスピードを考えれば、これは人類が直面した史上最大の課題かもしれない」と指摘した。

気候・エネルギー専門シンクタンク「エンバー（Ember）」のデーブ・ジョーンズ（Dave Jones）氏は、今回の分析は「5 年前は化石燃料が主流だった IEA にとって 180 度の方向転換」だとコメント。「化石燃料業界にまさにメスを入れるものだ」と述べた。

◇2030 年「62%削減」を　強い温暖化対策求める若者

＜朝日新聞　2021 年 5 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5K54SFP59PLBJ004.html

若い世代から、菅義偉首相が打ち出した 2030 年度の新しい温室効果ガス削減目標 46%（13 年度比）について、「足りない」という声が上がっている。産業革命からの気温上昇を 1・5 度までに抑えるため「さらに 62%まで削減目標の引きあげを」と求めている。なぜ 46%では足りないのか、62%の根拠は何なのか。

菅首相が 46%の削減目標を発表した 4 月 22 日、夕方の発表に先立って、若者や賛同した人たちが、23 都道府県 67 カ所で新たな削減目標を高く設定するよう求めてプラカードを掲げた。各地で掲げられたのは、30 年度までに「62%削減」だ。

京都市の中野一登さん（19）と寺島美羽さん（19）は、「温室効果ガス削減目標の大幅引き上げを求めます」「私たちは気候危機を止められる最後の世代」と書かれた横断幕を持ち市中を歩いた。寺島さんは「地球の未来を守る 62%」と書いたプラカードも肩からさげた。

歩き終わって間もなくして発表された、新しい 30 年度の削減目標に、中野さんは「削減が可能な数字を積み上げるのではなく、1・5 度に抑えるために必要な削減目標を定め、それに向かって対策をとってほしい」。寺島さんは「今後も 62%削減するよう求めていく」と語った。

この日、東京・霞が関の経済産業省前でも若者ら約 10 人がプラカードを掲げた。初めて学校を休んで参加した高校 2 年の広瀬みのりさん（16）は、「自分の責任でここに来た。（削減目標の数値が発表されても）私たちが立っていなければ、（62%は）あきらめたと思われる。安心して学校に行ける社会をつくって欲しい」と話した。

なぜ、「62%」が大事なのだろうか。

この数字の背景には欧州の科学者のプロジェクト「クライメート・アクション・トラッカー」が 3 月に発表した報告書がある。産業革命前に比べ世界の気温上昇を 1・5 度までに抑えるため、日本が必要な削減目標として「30 年に 13 年度比 62%削減」と盛り込まれていた。以降、若者たちが「62%削減」を求め始めた。

「62%」は、国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が 18 年に公表した「1・5 度特別報告書」で使われたシミュレーションのうち、気温上昇が 1・5 度を大きく超えずに推移する場合の数字だ。

いったん 1・5 度上昇よりも大幅に気温が上がると、下げるためには、大気中の二酸化炭素をとらえて減らす技術など、まだ実現していない技術に頼らざるをえなくなる。温暖化を実際に止められるか不透明だ。

地球温暖化防止の提言や活動をする NGO「気候ネットワーク」も、クライメート・アクション・トラッカーの報告書を元に、30 年度削減目標を 60%へ引き上げるよう求めている。

◇水素関連プロジェクトの研究開発・社会実装計画を策定しました

＜経済産業省　2021 年 5 月 18 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210518003/20210518003.html?from=mj

****

[9] *調査、公募、意見募集等*

[公募、意見募集等]

◇太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドラインの策定及び意見募集（パブリックコメント）結果について

＜環境省　2021 年 5 月 18 日＞　https://www.env.go.jp/press/109600.html

---

◇水素関連プロジェクトの公募を開始します

＜経済産業省　2021 年 5 月 18 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210518005/20210518005.html?from=mj

****

[10] ***その他省庁発表***

◇令和３年３月大学等卒業者の就職状況を公表します

＜厚生労働省　2021 年 5 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=V68-blGaMnUwfTHFY

・令和２年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査（4 月 1 日現在）

＜文部科学省　2021 年 5 月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af2MacxeoeapdLbG

・令和２年度「高校・中学新卒者のハローワーク求人に係る求人・求職・就職内定状況」を公表します

＜厚生労働省　2021 年 5 月 18 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=v0fWhrly2p3Yld4tY

・大学生就職内定率９６％ コロナ影響で去年より２ポイント低下

＜NHK　2021 年 5 月 18 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20210518/1000064551.html

この春卒業した大学生の就職内定率は４月１日の時点で９６％と、新型コロナウイルスの影響で去年より２ポイント低くなり、リーマンショックの影響を受けた２０１０年に次ぐ減少率となったことが、厚生労働省などの調査でわかりました。

厚生労働省と文部科学省は、この春に卒業した大学生の就職活動の状況について全国６２の大学、あわせて４７７０人を抽出して調査しました。

それによりますと、就職内定率は４月１日の時点で９６％と、調査開始以降、最も高かった去年の同じ時期より２ポイント低くなりました。

これはリーマンショックの影響を受け、前の年から３．９ポイント低下した２０１０年４月に次ぐ減少率です。

一方、この春卒業した大学生の就職内定率を時期ごとに前の年と比較すると、

▽去年１０月は６９．８％で前の年より７ポイント低下しましたが、

▽１２月は８２．２％でマイナス４．９ポイント、

▽ことし２月は８９．５％でマイナス２．８ポイントと、

減少率は小さくなる傾向が続きました。

また内定率を男女別でみると、

▽男子大学生は９５％と去年より２．５ポイント、

▽女子大学生は９７．２％と去年より１．３ポイント、

いずれも低くなりました。

▽短大生の内定率は９６．３％と０．７ポイント、

▽専門学校生の内定率は９１．２％と５．６ポイント、

いずれも去年の同じ時期を下回っています。

厚生労働省は「新型コロナウイルスの影響で航空関連や観光業などを中心に企業の求人は減少したが、人手が足りない製造業や建設業などでは採用意欲は高くオンラインでの採用活動も浸透した。一方で採用中止や求人の減少で当初の希望とは違う業種に就職した学生も少なくないとみられ、ミスマッチなどによる早期離職につながらないよう支援を続けたい」としています。

また、この春に就職を予定していたものの、企業から内定を取り消された大学生や高校生は先月末の時点であわせて１３３人に上っているということです。

このうち１０５人は新たな就職先が見つかったということですが、就職先が決まらないまま卒業したケースもあるということで、厚生労働省はハローワークなどを通じて支援を続ける方針です。

****

[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・遺伝子組換え食品等専門調査会（第 211 回）の開催について　　５月２６日、web 会議

＜内閣府　2021 年 5 月 18 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/idensi/annai/idensi_annai_211.html

（1）食品健康影響評価について意見を求められた遺伝子組換え食品等の安全性評価について

・JPAN009 株を利用して生産されたグルコアミラーゼ

・Bacillus subtilis NTI04（pHYT2TD）株を利用して生産された α-グルコシルトランスフェラーゼ

（２）その他
・ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループ（第１回）の開催について　５月 26 日、web 会議
＜内閣府　2021 年５月 18 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/sonota/annai/wg_wine_annai_1.html
（１）専門委員等の紹介
（２）ワーキンググループの運営等について
（３）座長の選出・座長代理の指名
（４）令和３年度食品安全委員会運営計画について
（５）「25-ヒドロキシコレカルシフェロール」に係る食品健康影響評価について
（６）その他
・「農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部」の 開催について
　　５月 19 日、非公開
＜農林水産省　2021 年５月 18 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/210518.html
・第５回「カーボンニュートラルに向けた自動車政策検討会」を開催します　　５月 19 日、WEB 会議
＜経済産業省　2021 年５月 18 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/05/20210518004/20210518004.html?from=mj
　　カーボンニュートラルに向けた自動車政策検討会　ヒアリング結果まとめ

[開催記録、報告、資料等]
・今後の教職員定数の在り方等に関する国と地方の協議の場　第１回を開催　　５月 17 日
＜文部科学省　2021 年５月 18 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af2MacxeoeapdLbF
****

[12] ***その他***

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・かさぶたのような刺し口　「つつが虫病」今も死者

＜河北新報　2021 年５月 17 日＞　https://kahoku.news/articles/20210517khn000027.html

感染症「つつが虫病」の患者が５月上旬、宮城県で確認された。つつが虫病はかつて北日本の日本海側で見られる風土病だったが、今は北海道、沖縄を除く全国で発生。年間３００～５００人が発症し、数人が亡くなっている。東北では春から秋にかけて患者が多い。病気の特徴や予防のポイントをまとめた。

■野外では長袖、長ズボンで

山形県衛生研究所によると、つつが虫病は病原体（リケッチア）を持つツツガムシの幼虫に刺されることで発症する。ツツガムシは体長０・２～０・５ミリで、山林や原野、河川敷などに生息する。

刺されるのは、衣服で隠れた皮膚の柔らかい部分が多い。５～１４日程度の潜伏期間を経て３８～４０度の高熱、全身の倦怠（けんたい）感、頭痛など風邪のような症状が現れる。

発熱から２～５日後には、全身に粟（あわ）粒ほどの赤い発疹が広がり、刺された部分に近いリンパ節が腫れる。刺し口には１センチほどのかさぶたができる。

抗生物質が効き、早期に治療すれば完全に回復するが、治療が遅れると死に至ることがある。有効なワクチンは開発されていない。

感染を防ぐため、農作業やキャンプでは長袖、長ズボン、長靴や手袋を着け、帰宅後はすぐに入浴して体を洗い流すとともに衣服を洗濯する。

■黒い刺し口があれば要注意

皮膚にダニのようなものが付着していたらどうすればいいか。宮城県疾病・感染症対策課の担当者は「体液や病原体を体内に取り込まないよう、つぶさずに取り除くことが重要」と説明する。ツツガムシは子どもの頭やペットにも付くことがあるという。

野山に入った後に体調を崩した場合は注意が必要だ。「刺し口があざのように黒くなるのが風邪との大きな違い。病院で患部を見せて早めに処置を受けてほしい」と県疾病・感染症対策課の担当者は呼び掛ける。

つつが虫病のほか、屋外に生息するマダニも重症熱性血小板減少症候群（ＳＦＴＳ）、日本紅斑熱、ライム病な

どの感染症を媒介する。

いずれも肌の露出を少なくすることが効果的だ。野外活動では草むらややぶに潜む「敵」にくれぐれもご注意を。

◇*その他*

・子育てすると「仕事にやる気ない」男性研究者もつらいよ

＜朝日新聞　2021 年 5 月 18 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP5F2VZ6P5CULBJ004.html

朝日新聞デジタルと紙面で連載した「『リケジョ』がなくなる日」では、家事や育児の負担がのしかかる中、研究を続けるためにもがく 5 人の女性研究者の姿を描いた。読者から 100 件以上寄せられた反響の一部を紹介する。

関東地方で大学教員として働く 50 代の男性は、「男だが、非常に共感できた。あえて加えれば、男性が一緒に子育てすると、そちらも二流三流になってしまうことで、場合によっては肩をたたかれてしまうこともある」と感想を寄せた。

50 代の妻も同じ分野の研究者。食事の準備などの家事や 2 人の子どもの送迎、行事も協力して担ってきた。夫婦の片方に負担がかかることになる、単身赴任が必要な遠隔地のポストには応募しなかった。

かつて所属した研究室には 10 年間、休みをとらないような上司もいた。この世界で家事や育児に携わることは「やる気がない」とみなされ、勤務地の制限はチャンスをつかむ可能性が低くなることも理解して選んできた。自分が担ってきた家事分担を「珍しいこととは思わない」という一方で、男性が育休をとることのハードルは女性に比べ、ずっと高いとも感じる。

「私たち夫婦は偉くなれなか…

****

[付録]

◇「学校トイレに無料の生理用品」活動　「悩み」可視化される実感

＜毎日新聞　2021 年 5 月 19 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210518/k00/00m/040/174000c

小・中学校、高校、大学のトイレに無料の生理用品を設置する活動が注目を集めている。目的は、経済的な理由で、また自分の性に悩んでいて購入できない人、手元にないことで不安を感じる人などの支えになること。さらに、社会でタブー視されがちな生理に関する必要な情報の共有を拡充することも目標に掲げる。この思いを胸に、生理用品設置を要請する活動を広める団体、SUFP のメンバーに話を聞いた。

SUFP（Student Union for Free Periods）は、学校に生理用品を設置したいと考える学生たちが集うコミュニティーとして、今年 4 月に設立された。高校生以上の参加者それぞれが設置に向けてのアイデアを持ち寄り、ノウハウを共有している。

設立母体は、生理用品を消費税の軽減税率の対象にしたいという署名活動から始まった「＃みんなの生理」、そして国際基督教大（ICU）を拠点にジェンダーについて考え、行動する「ICU PRISM」の 2 団体だ。SUFP には現在約 20 の団体が参加し、およそ 40 人の会員が所属する。「高校生が団体を作って参加してくれたことに驚いた。会員は皆、高い志を持って取り組んでおり、大学生からは母校の高校に設置したいという声も多く上がっている」と、ICU PRISM メンバーで上智大 2 年の稲井清香さん（19）は語る。

2019 年設立の ICU PRISM は今年 2 月、ICU 内の 3 カ所のオールジェンダートイレ（すべての性別の人が入れる個室トイレ）に生理用品を設置した。設立当初、アンケートで学生・教職員の需要を探ったところ、生理用品が無くて困ったことがあるという声が多く上がった。「生理用品に関する悩みがなかなか可視化されていなかったことに気づいた」と同大 3 年の加美山紗里さん（20）は話す。設置後、「助かった」という反響が多くあり、生理用品を寄付してくれる動きもあったという。

20 年設立の「＃みんなの生理」は、首都圏の市区町村に、公立の小・中学校のトイレに生理用品を設置してもらえるよう、要請を出している。そもそもなぜトイレに設置するのか。同団体メンバーで ICU2 年の鈴木りゆかさん（21）は、「例えば、生理用品を学校の保健室に取りに行くことは、他者がいて心理的にハードルが高く感じる人もいる。だからこそプライバシーを守るために、トイレに設置したい」と話した。

設置要請の活動を進めていく中で「生理に関する悩みについて、話したくても話せなかった人がたくさんいたことに気づいた」と「＃みんなの生理」メンバーの福井みのりさん（24）。また鈴木さんも、「人がそれぞれ持つ

生理に関する悩みは、声を上げる人の数が多くなればなるほど、口にしづらかった人も声を上げやすくなる」と、活動の波及効果を語った。

一方で役所との話し合いでは、「生理をよく理解していない世代にいたずらをされないか」と指摘を受けたという。「設置するにあたって、周りが受け入れるために必要な教育がある」と鈴木さんは感じている。

最近、新型コロナウイルス禍で経済的に困窮する人が急増したことを背景に、生理用品の購入が困難な状況に陥る「生理の貧困」の話題が各メディアで取り上げられている。この動きに、福井さんは「生理用品が十分に入手できない実態は、コロナなどセンセーショナルな出来事がないと取り上げられない感じがする。でも、生理の貧困はそれ以前からあり、対策も一時的なものではなく、どう大きなムーブメントにしていくかが重要だ」と指摘する。加美山さんも、「やっと可視化されただけではあるが、一つの大事なプロセスだ」と話した。

また稲井さんは「生理に関する問題にはさまざまな切り口がある。貧困など特定の話題だけに着目してほしくない」とも話す。鈴木さんは、生理がある人の性自認が女性とは限らないため、「生理＝女性」という切り口だけで語ると、生理用品を手にしづらくなる人もいるのではという懸念も抱いている。また加美山さんも、生理の経験は人によってさまざまであることも意識してほしいという。

一方で、福井さんは「生理について話しやすくなっている良い変化はあるが、話したくない人もいる。多様な意見に配慮しながら、話したいときに話したいことを安心して打ち明けるには、どういう取り組みが効果的なのか、考えなければいけない」と指摘する。

SUFP の今後について稲井さんは、「持続可能なサポート、活動をしていきたい。そのためには、年少世代からの充実した性教育について、また生理がない人や男女に当てはまらない性を自認する人などとの付き合い方について、考える必要がある」と話す。今月 13 日には SUFP のメンバーでミーティングを実施。改めて、活動方針や思いの方向性を共有した。生理を取り巻く多様な問題に、多くの人が関心を持てる社会に向けて、SUFP が一翼を担っていく。

********** 以上 **********